

第4章 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

本学研究科の教育課程は、人間科学研究科、被害者学研究科、コミュニティ振興学研究科の各研究科において編成されている。本章では、研究科別にそれぞれの教育課程について点検・評価を行っていく。

1. 人間科学研究科

(1) 教育課程等

大学院研究科の教育課程

〔達成目標〕

- 1 不断にカリキュラムを見直し、学術の動向や社会の期待に応えるべくその改善を進める。
- 2 専門科目の授業及び演習の授業内容の充実を図る。

〔現状説明〕

本研究科の理念・目的・教育目標については、第1章で説明した。教育課程はそれらに従って編成されており、学校教育法第65条の「大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」に適合している。本研究科は修士課程と博士課程（後期）に分かれており、修士課程は大学院設置基準第3条第1項、博士課程（後期）は同4条第1項に述べられている各課程の目的を踏まえた教育課程となっている。以下にそれぞれの課程について説明する。

a. 修士課程

本研究科では、既存の学問分野の枠を超えて、人間を対象とする多方面な学術の理論および応用を学際的・総合的に教育・研究するため1専攻制とし、2007（平成19）年度から博士課程との接続を保持するため専攻内部の研究領域を、従来の5領域から以下の3つの領域に分けて授業科目群を構成している（常磐大学大学院学則別表）

) 第 領域 「人間の発達と適応」

生命科学、心理学、教育学などの成果に基づき、日常生活世界における人間の行動と心理、その成長と発達を対象として、既存の専門領域にとらわれず基礎的な学理を学びつつ実証的な態度で現実に生きている人間を総合的に研究する。

) 第 領域 「人間と社会・情報」

社会学、社会心理学の成果に基づき人々の生きる現実社会の家族や福祉、地域社会や組織などの問題解明と国際比較とともに、社会関係を構成する社会情報・コミュニケーションを課題として、情報処理のみならず人間の持つ情報機能とコミュニケーション行動を研究する。

) 第 領域 「臨床心理学」

心理臨床に携わる専門家を養成する課程として、(財)日本臨床心理士資格認定協会の第2種校の指定を受けており、その規程科目の教育・研究を行う。修了後、1年間の心理臨床の実務経験を経て臨床心理士の受験資格を得ることができる。

本研究科では人間科学という新しい学問領域の発展とその確立を目指して、心理学、教育学、社会学等の領域を統合する方法や理論を学ぶために以下の共通必修科目が設定されている。

- ・「人間科学の方法」(2単位): 人間科学の研究の基礎となる知識・技法を修得し、研究を深めてその成果を統合する方法論を身につけるため、各種実験方法や調査方法、分析方法などを学ぶ

- ・「人間科学合同演習」(2単位)および「人間科学合同演習」(2単位): 研究指導教員の日常的な指導に基づく研究成果を研究科教員全員と全領域の学生が一堂に会して研究発表を行う

学生は上記の共通必修科目(6単位)に加えて、3つの研究領域の中から主たる研究領域(メジャー領域)を選び、その領域の専攻科目24単位を選択履修するとともに、研究指導教員による「修士論文研究」(2単位)および「修士論文特別研究」(2単位)によって論文作成の指導を受ける。また、研究テーマに関連して必要と思われる学識と研究方法を身につけたため隣接領域(マイナー領域)から8単位まで取得して修了単位に加えることができる。

課程修了の要件は下記のとおりである。

共通必修科目	人間科学の方法	2単位
	人間科学合同演習	2単位
	人間科学合同特別演習	2単位
	修士論文研究	2単位
	修士論文特別演習	2単位
	(小計)	(10単位)
専門科目	主たる専攻領域から選択履修科目	24単位以上

*なお、隣接領域の専門科目8単位までを修了単位に加えることができる

修士課程修了には、上記の34単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、本研究科が行う修士論文の審査及び最終試験に合格する必要がある。

b. 博士課程(後期)

博士課程(後期)の教育課程も、修士課程と同様に専攻を分離せず、1専攻で構成されている。これは既存の学術研究領域に固執することなく、また限られた分野における専門家の育成のみに重点を置くことをせず、広く多角的な観点から教育・研究の主題を捉え、広範な学識と総合的見地を基とした研究企画と実施能力を涵養するためである。2006(平成18)年度からは本研究科修士課程の領域に加えて被害者学研究科修士課程およびコミュニティ振興学研究科修士課程の上に研究領域を統合して以下の4領域を設置している。

) 第 領域 「人間の発達と適応」

生命の主体としての個人、人間の発達と行動、そして成長・発達する知的存在として人間を捉え、生命の根源を探求する生命科学系、人間の行動と心の発達を実証的な方法によって解明する基礎心理学・応用心理学や臨床心理学などの心理学系、人間の成長・発達を理論的・実証的に分析する教育科学系などによって構成され、幅広く科学的・総合的に人間を究明する。

) 第 領域 「人間と社会・コミュニケーション」

社会学・社会心理学を中心としてこれに関連する諸ディシプリンを取り入れながら、社会学の課題と方法(社会学、社会心理学、比較社会学)、人間の心性と人間が作る集団・組織の構造と機能(現代集団論、組織論)、それを支えるコミュニケーションの特質(コミュニケーション論、社会情報論)を解明する。

) 第 領域 「被害の原因と対策」

被害者学を中心に、近接する犯罪学、法学、心理学、社会学などの知見を総合して、犯罪による被害はもちろん、反社会的な行為、事故・災害、権力乱用などによる被害を含めて、その実態と原因、救済策などを理論的・実証的に明らかにする。

) 第 領域 「地域の振興と福祉」

人間の活動と地域社会の関係を検証し、人間性溢れる地域社会の構築と生活福祉を増進して快適な共生社会の形成を目指して、地域振興と福祉をキーワードとして公共政策や社会福祉学の理論と方法を基礎に、文化・教育・サービス・政策・環境など地域振興の政策・手段と社会一般の福祉の向上を図るための具体的な方策を探求する。

人間科学の総合化のため共通必修科目として人間科学の基礎理論と研究手法を学ぶ「人間科学特論」と「人間科学研究法」の各 2 単位がある。また、「博士論文研究」と「博士論文特殊研究」の各 2 単位の合計 8 単位を修得しなければならない。

各領域にはその専門主体としての学理を構成する一層高次化した授業科目群を配置している（常磐大学学則別表）。これらの科目群は、「人間科学特論」・「人間科学研究法」を前提に、各専攻領域における発展的開発能力を育成するための「研究」・「特殊研究」科目、ならびに「演習」・「特殊演習科目」で構成されている。学生は、修了に必要な 24 単位のうち 16 単位をメジャー領域から履修するが、「複数領域にまたがる研究を開発・遂行する」という本研究科の特徴を生かすため、研究テーマに応じて、隣接領域（マイナー領域）の科目 6 単位までを修了単位に加えることができる。

課程修了の要件は下記のとおりである。

共通必修科目	人間科学特論	2 単位
	人間科学研究法	2 単位
	博士論文研究	2 単位
	博士論文特殊研究	2 単位
	（小 計）	（8 単位）
専門科目	主たる先行領域から選択履修する科目	16 単位以上

* なお、他の領域の専門科目 6 単位までを修了単位に加えることができる。

博士課程修了には、上記の 24 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、本研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格する必要がある。

以上のように本研究科では教育課程を、修士課程と博士課程（後期）に分けているのだが、修士課程の教育内容は学部での教育内容を、博士課程（後期）の教育内容は修士課程での教育内容をそれぞれ土台にして構成されている。修士課程は、学部卒業後、さらに専門的な教育・研究を志望する学生に対して基礎的・専門的知識と研究法を教授するとともに、専門的職業人として必要な実践的な知識・技法の教育・研究を行うことになっている。博士課程（後期）は、人間を対象とする学際的・総合的な研究を推進するためのより高度の教育・研究組織であり、修士課程を修了した者等が高次の研究をするための課程としている。なお、博士課程（後期）では、本学大学院修士課程修了者はもちろん、他の大学院修士課程修了者およびこれと同等の資格を有する者を積極的に受け入れて、高次かつ総合的な教育・研究を行うことになっている。

〔点検・評価〕

上述のように、本研究科の教育課程については、学校教育法第 65 条や大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項と照らし合わせてみても、大きな問題点はないように思われる。また、修士課程は学部での教育内容、博士課程（後期）は修士課程での教育内容を基礎として展開されていて、その教育内容がお互いに関連付けられている点は評価に値する。博士課程（後期）における入学から学位授与までのシステム・プロセスについても、明確な道筋が作られており適切であるといえよう。しかしながら、近年、修士課程のコミュニティ振興学研究科と被害者学研究科が設立され、修士課程では研究科間で教育・研究内容に重複が見られるところもある。また学部において学科改組等が行われてきており、研究科においてもそれに対応した教育内容を再検討する必要があるように思われる。

〔改善方策〕

上述の問題点と達成目標 1 2 の観点から、2007（平成 19）年度に修士課程では博士課程との接続を検討して大幅なカリキュラム改訂と領域の再編を実施した。今後は学部の学科改組に対応したカリキュラムの見直し作業を進めて大学院教育の実質化を図る。

単位互換、単位認定等

〔達成目標〕

大学間単位互換制度等を活用する。

〔現状説明〕

本研究科では、複数の大学との単位互換制度の導入によって、大学院学生により豊富な学習機会を提供することを有益かつ必要な改革であると考え、「大学院社会学分野の単位互換制度」に加盟している。加盟大学院は、首都圏およびその近郊の各大学院社会学専攻を網羅している。合意内容には、聴講の願い出、聴講学生の受入れ、単位互換、授業料等の相互不徴収、運営協議会の設置、有効期間の条項から成っている。これまでのところ、この制度による単位認定者は2名である。

なお、学内においては、一定の手続きを踏むことで、所属外の研究科で取得した単位を、所属研究科の授業科目の単位に読み替えられる制度（常磐大学大学院学生の所属外研究科授業の履修および聴講に関する規程）がある。

〔点検・評価〕

「大学院社会学分野の単位互換制度」に加盟している点は、学生に多様な学習機会を与えられるものとして評価することができる。しかし、加盟校の大部分が都内に所在するため、通学等に時間と費用がかかるため現在のところこの制度の利用者は少なく、何らかの対策を講じることが求められる。なお、学内の所属外の研究科で取得した単位を、所属研究科の授業科目の単位に読み替えられる制度は関連する領域において利用されていて効果を挙げている。

〔改善方策〕

履修ガイダンス等を通して、「大学院社会学分野の単位互換制度」について説明し、加盟大学のカリキュラムと担当教員等を詳細に紹介して利用を奨励する。

社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

〔達成目標〕

- 1 教育課程への導入指導を実施する。
- 2 入学時における履修指導を徹底する。

〔現状説明〕

本研究科では、社会人学生が履修しやすいように、授業は基本的に 12:50 から 20:10 までの間に展開されている（ただし、例外的に 10:30 から開始されている授業もある）。また、修士論文の研究指導についても、学生の研究の進捗や指導時間帯についての配慮を行っている。社会人入学者の研究領域における基礎的知識が不足していると判断した場合には、関連する学部の授業を履修するよう指導し、大学院教育に支障をきたさないよう配慮している。

外国人留学生については、日本語の未修者が多いことから、カリキュラムの履修指導、研究指導においては日本語のほか英語による文書や E-メールによって周知するなどきめ細かく対応している。

〔点検・評価〕

現在は、本研究科修士課程の全在籍学生15名中5名が、「社会人入学制」枠で入学した学生である。社会人学生に対する教育課程上、および教育研究指導上の配慮は基本的にできており評価できる。

外国人学生のうち日本語未修者に対する日本語教育を行うシステムは整えられておらず、具体的な制

度を整備する必要がある。

〔改善方策〕

社会人学生への配慮については、現在のやり方を維持しながら、改善を検討していく。外国人留学生に対する日本語教育への配慮については、大学院生によるチューター制の設置を検討する。

生涯学習への対応

〔達成目標〕

エクステンションセンターとの連携・協力体制を整備する。

〔現状説明〕

「社会人入学制」は言うまでもなく、「生涯学習」に着目して導入されたものであり、3研究科委員会の総意によって、生涯学習の趣旨を織り込みながら、全国の大学に先駆けて実施した制度でもある。その意味では、本研究科は、生涯学習の真の趣旨に対して真摯かつ具体的に対応した研究科として、その先見性を発揮した実績を有している。

なお、地域の生涯学習へ対応する取り組みは、エクステンションセンターにおいて活発に行われている（詳細については、第3章「2. 人間科学部（1）教育課程等」「生涯学習への対応」（p. 36）を参照）本研究科に所属する教員も、公開講座等に積極的に参加して、研究の成果を社会に還元している。また、地方公共団体等が主催する市民講座等の講師として多くの教員を派遣している。

〔点検・評価〕

本学が他大学に先駆けて導入した「社会人入学制」は、生涯学習の場としての大学の役割を果たすための制度でもあり、一定程度の評価を与えることができる。しかし、入学制度について配慮することには実績を残したが、制度の趣旨に沿った教育プログラムの改善や指導方策については検討の余地が残されている。

エクステンションセンターでの活動は活発に行われており、地域の生涯学習の場として十分に機能しているように思われる。ただし、センターの運営は、学部・研究科からは独立しているため、大学院の教育・研究とは連携されていない。

〔改善方策〕

研究科において実行できる「生涯学習」への貢献について、エクステンションセンターでの活動も視野に入れて、検討していく。

研究指導等

〔達成目標〕

- ・ 修士課程、博士課程(後期)共通
 - 1 入学時における履修指導を徹底する。
 - 2 明確な研究計画の作成を指導する。
 - 3 共同指導体制を充実し、学位論文提出資格を明確化する
- ・ 修士課程
 - 4 必修科目の「人間科学の方法」および「人間科学合同演習」、「人間科学特別演習」における共同指導体制(コロキウム)を確立する。
 - 5 必修科目の「修士論文研究」、「修士論文特別研究」による学位論文作成の指導を強化する。
 - 6 専攻領域のほか、他領域の授業及び演習の受講を通じて幅広い学習を奨励する。
- ・ 博士課程(後期)
 - 7 必修科目の「博士論文研究」および「博士論文特殊研究」における共同指導体制(コロキウム)を確立する。

8 必修科目の「人間科学特論」、「人間科学研究法」により幅広い教育を推進する。

9 コロキウム等により修士課程と博士課程(後期)とのカリキュラムの連続性を確保する。

〔現状説明〕

修士課程、博士課程のいずれにおいても入学時に大学院生の心構えと、自己の研究課題へ挑戦する意欲を喚起するため、適切な資料を用いて懇切な履修ガイダンスを実施し、さらに大学院課程で研究すべき学生自らの課題を明確にするような研究計画を提出させている。

研究指導に当たっては、一人一人の学生に1名の研究指導教員(メンター)と1~2名の研究指導補助教員(リーダー)を割り当て、研究テーマを広い視野からより深く研究するための研究方法・研究内容等について複数の教員からの指導を受ける機会も確保されている

本研究科の研究指導の特徴は共同指導体制にある。これは特定の専門分野に特化せず、人間科学の総合化を図るために研究指導教員の指導を受けた後、研究科担当の教員と学生が一堂に会して、学生の研究成果の発表と教員による評価を行うもので、修士課程では「人間科学合同演習」、「人間科学合同特別演習」を行い、博士課程(後期)の「人間科学特論」、「人間科学研究法」、「博士論文研究」、「博士論文特殊研究」をコロキウムとしてそれぞれ定例的に実施していることである。

論文提出の基礎要件の明確化が求められているが、そのために修士課程では修士論文中間報告会、博士課程(後期)では学位内覧論文発表会を開催している。いずれも学位論文を提出するための資格認定の機能を持ち、学位論文作成指導の一環である。

論文審査過程における最終的な研究成果の発表の場として、修士課程では修士論文発表会、博士課程(後期)では博士学位研究発表会があり、研究科教員はもとより一般の教員・院生に向けて広く公開している。

〔点検・評価〕

現状として、学生に対して適切な履修指導が行われ、教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じて適切な教育・研究指導が行われている。さらに、研究指導教員の学生に対する個別的な研究指導が多く時間を取って実施されている。本研究科ではいずれの課程においてもメンター・リーダー制が実施されており、基本的には学生の個別的ニーズに応じた形で教育研究の指導が行われているものと評価できる。共同指導体制については実現されてきており評価できるが、なお報告会の開催方法や成績評価法を含めてさらなる改善を目指したい。修士課程に関する達成目標および博士課程(後期)の達成目標については、今後の検討課題である。

〔改善方策〕

研究指導等は概ね適切に行われているが、現在行っているカリキュラムの見直し作業に併せて、更なる改善を行う。

(2) 教育方法等

教育効果の測定

〔達成目標〕

コロキウム等の研究発表会を定例化する。

〔現状説明〕

これまでも説明してきたように、本研究科では専門領域を越えた複数の教員による個別指導と研究科教員全員による共同指導体制が整いつつある。この体制をとることによって教員相互間と教員・学生間の連携を緊密なものとし、日常的にきめ細かな個別指導ができるとともに研究科教員による共同指導は人間科学の総合的研究に効果を上げており、毎年円滑に課程修了者を出している。

〔点検・評価〕

共同指導体制によって、当該専攻分野のみならず隣接領域からの指導も加えられていて教育効果について教員間で話し合いができる体制になっていることは評価できる。今後は、その話し合いの中で具体的な「教育効果の測定方法」について、取りまとめていく必要がある。

〔改善方策〕

研究科委員会において、共同指導体制における「教育効果の測定方法」について検討し、実施を目指す。

成績評価法

〔達成目標〕

共同指導授業科目の成績評価基準を明確化する。

〔現状説明〕

個別の専門科目の評価は担当教員による A、B、C、D の 4 段階評価である。

共同指導の授業科目である修士課程の「人間科学合同演習」、「人間科学合同特別演習」、博士課程（後期）の「人間科学特論」「人間科学研究法」「博士論文研究」「博士論文特殊研究」の評価は、個別指導に加えてコロキウム等における研究科教員全員による評価を総合し 4 段階で評価することになっている。

このため評価の妥当性と信頼性を確保するために、詳細な項目の評価票を作成している。各教員がそれぞれ研究発表を評価し、その結果を総合することになっている。以下は実際に使用している評価票のモデルである。

内覧論文ならびに口頭発表の評価用紙【修正版】のモデル

発表者名： _____（メンター： _____ 教授）

評価教員名： _____

内覧論文について

5 = 優れている、4 = やや優れている、3 = どちらともいえない、2 = 劣っている、1 = かなり劣っている

口頭発表について

各項目につき 5 項目（5 = 非常によい、4 = まあまあよい、3 = どちらともいえない、2 = あまりよくない、1 = 全くよくない）で評価してください。 合計の欄は空欄のままでも結構です。

研究内容について

1. 先行研究を概観して問題を提起しているか。

2. **研究目的**は明確か。

3. 問題を調べるための研究方法は**妥当で明確**か。

4. 研究結果は問題を**達成**しているか

評価記入欄

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

発表について（当日、出席なさった先生のみお書きください）

5.プレゼンテーションの方法は良かったか。

5. _____

総合評価（どちらかに を付けてください）

学位候補者として

認める

認めない

その他、発表についてお気付きの点(質問、アドバイスなど)があれば、

自由に記入してください。

〔点検・評価〕

修士課程の合同演習および博士課程（後期）のコロキウム等の共同指導の授業科目について、研究科委員全員による総合評価を採用していることは評価できる。ただし、個別の授業科目の評価は各担当教員に委ねられており、評価方法についても統一性を図る必要がある。

〔改善方策〕

共同指導の授業科目を研究科委員全員で評価する方法については、評価票の評価項目、評価方法等について改善をする。個別の授業科目の評価方法については、統一的な基準を設けることについて検討を始めていく。

教育・研究指導の改善

〔達成目標〕

- 1 コロキウム・合同演習等を通してFD活動の充実を図る。
- 2 シラバスの充実を図る。

〔現状説明〕

本節（1）「研究指導等」で述べたように、本研究科では研究指導に際し、メンター・リーダー制や共同指導体制を採用し、中間報告会（修士）や博士研究発表会（博士）も開催している。これらの活動は、学生の研究をより高度なものにするためだけでなく、研究指導に当たっている教員の指導方法を改善する役割も担っている。論文指導について、研究科委員が頻繁に打ち合わせをすることにより、自分の指導方法についての改善点が見出せたり、他の教員の長所を自分の指導に取り入れたりすることができる。また、報告会等には、本研究科で授業を担当している教員だけではなく、他研究科や学部の

教員にも参加を呼びかけており、発表内容について様々な意見が寄せられる。その中には、研究指導に関わる指摘も多く、参加している教員全員の研究指導方法を向上させるヒントとなっている。

各科目の「シラバス」は、「履修案内・講義要綱」の冊子に印刷され、本研究科の学生に配布される。「授業のねらい」「授業の内容」「教科書・参考書」の3つの項目について、記載されており、学生の履修登録時に活用されている。ただし、それら3つの項目については、教員によって書式や分量が異なり、情報量が少なすぎると思われるものも見受けられる。

学位論文の審査については、あらかじめ年度を通じた日程表を学生に提示して、論文作成の進捗と提出資格、提出日等を明示している。

「学生による授業評価」については、現在のところ大学院研究科では行われていない。ただし、在学生はあまり多くないので、個々が持っている意見や不満については、そのつど担当教員と話し合いをし、解決できている状況である。

〔点検・評価〕

必修科目に複数教員指導体制や共同指導体制を採用して、学生の資質向上を目指しながら、教員の教育・研究指導方法の改善を促進している点については、高く評価することができる。これらの活動は、本節(1)の「研究指導等」の達成目標に関連するものであり、これらの目標が達成に向けて着実に改善されてきていることが、本項目の改善にも繋がっている。

シラバスについては、一層の充実が求められる。2007(平成19)年度に、領域の見直しと、カリキュラムの一部変更が行われるので、これに併せてシラバスの改定を行う。

「学生による授業評価」については、教員との直接的な対話によって授業の評価がされている点は長所として判断することができるが、匿名性を保障した上での調査も必要であるように思われる。どのような調査項目を設けるべきか、ということも含めて検討することが望まれる。

〔改善方策〕

現在の複数教員指導体制と共同指導体制は維持しながら、更なる教育・研究指導方法の改善について検討を行っていく。その際、個々の授業の改善については、他研究科とも連携して話し合いを進めていくこととする。「学生による授業評価」については、大学院での調査実施に向けて検討を行う。

(3) 国内外における教育・研究交流

〔達成目標〕

- 1 教員・学生の国内外関係学会等における研究発表を奨励する。
- 2 学会・研究会等の積極的な誘致・開催を行う。

〔現状説明〕

本学の国際化への対応および国際交流の推進は、主に常磐大学国際交流語学学習センター(以下、センターと呼ぶ)において行われている。第3章第2節(3)「国内外における教育・研究交流」(p.44)で説明したように、センターでは学生の国際交流や語学力向上を目指して様々な取り組みが行われている。ここで実施されている企画については、学部学生のみならず大学院生にも開放されており、自由に参加することができる。また、センターの施設や教材についても自由に使用することができ、大学院生の語学学習の場となっている。

教員レベルでの国際的な教育研究交流については、博士課程(後期)に外国人教員2名が所属している海外との研究交流の窓口となっている。また多数の教員が海外の学会等に所属・参加しており、そこで得た新しい知識や情報は、大学院学生の教育・研究指導に活かされている。

学生の国内外での教育研究交流については、学会や研究会における研究発表を奨励し、これに要する費用援助を充実した。学会・研究会等の積極的な誘致・開催も行っている。

〔点検・評価〕

センターでの活動は活発に行われており、大学全体としての国際化への対応は評価することができる。しかしながら、大学院生としての、あるいは大学院担当教員としての国際化や国際交流については、具体的な方針が示されておらず、早急な対応が必要である。

学会・研究会等の誘致・開催については、すでに「学会開催に関する規程」も整備されている（制定2006年8月30日 常任理事会）。達成目標の2に掲げられていることでもあり、今後、より活発な誘致・開催が期待される。

〔改善方策〕

大学院における国際化への対応と国際交流について、指針を策定する。

(4) 学位授与・課程修了の認定

学位授与

〔達成目標〕

学位論文審査過程および審査基準を明確化し、論文審査委員会を充実する

〔現状説明〕

本研究科における2006（平成18）年度の学位授与者は、修士課程7名、博士課程（後期）1名であった（表7）

本節（1）「大学院研究科の教育課程」（p.72）で説明したように、修士課程の修了要件は、本大学院に2年以上在籍し、定められた条件で34単位以上を取得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査および最終試験に合格することである。一方、博士課程（後期）の修了要件は、本大学院に3年以上在籍し、定められた条件で24単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査および最終試験に合格することとなっている。

2006年度に学位規定を改正して論文提出資格の確認、審査方法等を明確化した（2007年履修案内のp.16およびp.58参照）

論文審査と学位の授与の日程はおおむね下記の通りとなっている。

修士課程	学位規程第3条第2項による者（課程博士）	学位規程第3条第3項による者（論文博士）
研究計画書の提出 （3月/9月）	（コロキウム等での報告）	（学位論文審査の申し出）
研究課題の登録 （7月/1月）	博士論文題名の登録 （7月/12月）	学位論文提出資格審査申請 内覧論文の提出 （7月/12月）
修士論文中間発表会 （10月/4月） 研究科委員会における 論文提出資格の確認	内覧論文の提出 博士内覧論文発表会 （9月/2月） 研究科委員会における 論文提出資格の確認 （博士候補者）	博士内覧論文発表会 （9月/2月） 研究科委員会における 論文提出資格の確認 （博士候補者）

修士論文等の提出 (1月/6月)	博士論文等の提出 (10月/3月)	博士論文等の提出 (10月/3月)
審査委員会による査読	審査委員会による査読	審査委員会による査読
最終試験 (1月/7月)	最終試験 (1月/6月)	最終試験および学力の確認 (1月/6月)

修士論文の審査・最終試験は、次のような手続きで進められる（常磐大学学位規程）。まず、審査・最終試験を希望する者が、学位論文を4部研究科委員会に提出する。研究科委員会は、3名から成る審査委員会を設置し、そこで審査・最終試験を実施させる。審査委員会は、論文審査の要旨と最終試験の成績等を記録して研究科委員会に報告し、また意見を述べる。研究科委員会は、それらを総合し、可否を判定する。なお、審査委員会には、必要に応じて3名のほか学外の教授等が加えられることもある。

博士論文の審査・最終試験も同様の手続きで進められることになるが、研究科委員会に提出する論文の部数は6部となり、設置される審査委員会の構成人数は5名となる。

以上が、修士・博士論文審査と最終試験の大まかな進め方であるが、研究科委員会と審査委員会という2段階の審査体制と、複数の教員が審査に当たることで、審査の透明性・客観性が高められるように工夫されている。

以下に学位論文審査に際しての細目を記載する。

a. 修士学位論文審査細目

1. 修士論文の審査

修士論文の審査は、論文審査と最終試験（口述試問）で行う。

論文審査および最終試験（口述試問）は論文審査委員会が行う。論文審査委員は主査1名、副査2名以上で構成する。

論文審査と口述試問はそれぞれ独立に評価する。

各委員は、論文審査と口述試問が終了した後、それぞれの評価をして別紙の修士論文審査票を作成し、論文審査委員長に提出する。

論文審査委員長は審査委員会を開催し、各委員と協議の上総合評価を行う。

論文審査委員長は、研究および審査の概要ならびに総合評価を修士（人間科学）学位論文審査報告書に記載し、研究科委員会に報告する。

研究科委員会は、論文審査委員会から提出された修士（人間科学）学位論文審査報告書と各委員の報告に基づき最終審査を行う。

2. 論文審査の評価項目

修士論文の評価は以下の項目について行う。

(1) 書式について

- 論文の構成
- 論旨の明快さ
- 文章の表現

(2) 論文の内容

- 研究題目

研究内容を明確に示した題目となっているか。

研究目的・研究課題

研究目的・研究課題について詳細かつ十分な情報を明記しているか。

研究目的に関わる理論的背景と関連する先行研究

問題としている研究領域に関連する文献・資料を十分に収集・分析しているか。研究の理論的背景をきちんと述べているか。

研究方法

研究方法（調査、実験など）、研究場所、研究期間、研究データ収集法などを詳細に明記しているか。

結果

研究課題を明らかにするために適切なデータ処理が行われているか。また、結果から導き出された事実をきちんと述べているか。

考察

研究目的がどの程度達成されたのか、研究結果に基づいた考察がなされているか。研究結果の妥当性の検討が行われているか。

研究の意義、研究の倫理的課題

研究目的が達成されることはどのような意義があるのかを記しているか。研究課題、研究手法の倫理的問題が十分に検討されているか

将来への展望

将来への展望がなされているか。

総括

研究全体についての総括が行われているか。

要約

キーワード、研究目的、方法、結果といった内容が簡潔明瞭に要約されているか。

引用文献

引用した先行研究がリストとして作成されているか。著者名（アルファベット順または五十音順）、年、書名・論文名、出版社・雑誌名、巻、号、ページなど出典を記しているか。

補足

研究計画に関わる書類（研究資料、生データなど）を補足資料として添付しているか。

3. 最終試験（口述試問）

以下の項目に基づいて評価を行う。

論文内容を短時間で明確に説明できたか。

審査委員からの質問に的確に答えられたか。

4. 評価

論文審査および最終試験（口述試問）の評価はそれぞれ下記の7段階評価とする。

A+	とても優れている	（合格）
A	優れている	（合格）
A- B+	やや優れている	（合格）
B	普通	（合格）
B- C+ C C-	劣っている	（再提出の上、再評価）
D	かなり劣っている	（不合格）

5. 総合評価

最終審査の総合評価は、論文審査委員の協議に基づき、修士（人間科学）学位論文審査報告書に記載する。

研究科委員会で審査された結果に基づき、合格で修正のある場合のみ期日を設けて修正させる。

b. 博士学位論文審査細目

1. 博士論文の審査

博士論文の審査は、論文審査と最終試験（口述試問）で行う。

論文審査および最終試験（口述試問）は論文審査委員会が行う。論文審査委員会は主査 1 名、副査 4 名以上で構成する。

論文審査と口述試問はそれぞれ独立に評価する。

委員は、論文審査と口述試問が終了した後、それぞれの評価をして別紙の博士（人間科学）学位論文審査票を作成して審査委員長に提出する。

委員長は審査委員会を開催し、各委員と協議の上総合評価を行う。

委員長は、研究の概要（1000 字～2000 字程度）および審査の概要（1000 字～2000 字程度）ならびに総合評価を博士（人間科学）学位論文審査報告書に記載し、研究科委員会に報告する。

研究科委員会は、論文審査委員会から提出された博士（人間科学）学位論文審査報告書と各委員の報告に基づき最終審査をする。

2. 論文審査の評価項目

博士論文の評価は以下の項目について行う。

（1）書式について

論文の構成

論旨の明確さ

文章の表現

（2）論文の内容

研究題目

研究内容を明確に示した題目となっているか。

研究目的・研究課題

研究目標・研究課題について詳細かつ十分な情報を明記しているか。

研究目的に関わる理論的背景と関連する先行研究

問題としている研究領域に関連する文献・資料を十分に収集・分析しているか。研究の理論的背景をきちんと述べているか。

研究方法

研究方法（調査、実験など）研究場所、研究期間、研究データ収集法など報を詳細に明記しているか。

結果

研究課題を明らかにするために適切なデータ処理が行われているか。結果から導き出された事実をきちんと述べているか。

考察

研究目的がどの程度達成されたのか、研究結果に基づいた考察がなされているか。研究結果の妥当性の検討が行われているか。

研究の意義、研究の倫理的課題

研究目的が明らかになることはどのような意義があるのかを記しているか。研究課題、研究手法の倫理的問題が十分に検討されているか。

将来への展望 将来への展望がなされているか。

総括

研究全体についての総括が行われているか。

要約

キーワード、研究目的、方法、結果といった内容が簡潔明瞭に要約されているか。

引用文献

引用した先行研究がリストとして作成されているか。著者名(アルファベット順または五十音順)、年、書名・論文名、出版社・雑誌名、巻、号、ページなどの出典を記しているか。

補足

研究計画に関わる書類(研究資料、生データなど)を補足資料として添付しているか。

3. 最終試験(口述試問)の評価項目

最終試験(口述試問)の評価は以下の項目について行う。

論文内容を短時間で明確に説明できたか。

審査委員からの質問に的確に答えられたか。

4. 評価

論文および最終試験(口述試問)の評価はそれぞれ7段階評価とする。

A+	とても優れている	(合格)
A	優れている	(合格)
A-B+	やや優れている	(合格)
B	普通	(合格)
B-C+ C-C-	劣っている	(再提出の上、再評価)
D	かなり劣っている	(不合格)

5. 総合評価

論文審査委員の協議に基づき、論文および審査の要旨ならびに審査の総合評価、博士(人間科学)学位論文審査報告書に記載し研究科委員会に提出する。

研究科委員会の審査結果に基づき、合格で修正のある場合のみ期日を設けて修正させる。再評価の場合も同じである。再評価の場合、論文審査のみとする。

〔点検・評価〕

上述のように、本研究科の学位に関する審査は、これまでも基準、方法ともに適正厳格なものであった。しかし、より一層の充実を目指す達成目標の観点から、2007(平成19)年度に学位授与・課程修了の審査過程を明確化した。まず、学位規定等を改正して、学位申請の手続きを明確化した。また、修士、課程博士、論文博士それぞれの学位論文の審査に関する「人間科学研究科学位論文審査内規」および「同審査細則」を改正して審査のプロセスと審査基準の明確化をはかった。

〔改善方策〕

現在行っている改善を完成させ、学位授与・課程修了の認定についてより透明性・客観性を高める措置について検討していく。

課程修了の認定

〔達成目標〕

学位授与規程細則等を明確化する。

〔現状説明〕

前項 「学位授与」に述べたような手続きにしたがって審査が進められている。

〔点検・評価〕

やや煩瑣な手続きを踏んでいるので簡素化を検討する。

〔改善方策〕

課程修了を促進するために、修士の学位及び博士の学位を授与するに妥当な認定基準を明確化する。

2. 被害者学研究科

(1) 教育課程等

大学院研究科の教育課程

〔達成目標〕

- 1 本研究科の理念・目的・教育目標の実現に有効かつ適切な体系性を持つとともに、学生の学習に配慮した教育課程とする。
- 2 履修指導・教育研究指導・論文作成指導など適切なものとともに、教員の積極的な教育方法の改善を図り、学生に対する指導を充実させる。

〔現状説明〕

本研究科の理念は、「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うため、またはその他高度に専門的な業務に従事するために必要な一層高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養う」(学則第3条第3項)ことである。また、大学院の目的は「人間に関する多面的な学術の理論および応用を研究・教授し、その深奥をきわめ、国際化情報化および少子高齢化の進む社会において、広く文化の進展に寄与する」(学則第1条)である。本研究科はさらに、本学全体の使命の達成に向け、高等教育機関としての魅力化と地域社会への貢献などの諸目的にも配慮しながら、研究者としてのあるいは高度専門職業人としての人材の輩出を目指して、次のような具体的な教育目標を設定した。すなわち、被害者学および被害者支援の研究者の養成、高度の専門知識を有する被害者支援に携わる職業人の養成、被害者と接する各種の専門家に対するリカレント教育である。これらに従って教育課程が編成されている。このことは、学校教育法第65条の「大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」と矛盾するものではない。また、大学院設置基準第3条第1項の「修士課程は、広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする」を踏まえた教育課程でもある。なお、本研究科は博士課程を設けていないので、大学院設置基準第4条第1項には該当しない。

本研究科は、被害者学研究の多方面に亘る各専門領域に精通する教員によって構成されており、それぞれの専門領域について指導を受け、研究を進めることのできる制度になっている。研究領域とカリキュラムの関係を述べれば、以下の通りに要約される。すなわち、

第1領域 被害者学の基礎と特別研究

「被害者学」の基礎と基本を学ぶ科目で構成されており、「被害者学特講」と「被害者学研究法」は必修科目に指定されている。

第2領域 被害の実態・原因・対策

各種の被害につき、その実態・原因・対策を研究する科目で構成されており、具体的には各種の被害の実態を通覧し、その原因を実証的に研究することによって予防と対策を講じていく。

第3領域 被害者の権利と法的地位

被害者の権利と法的地位について、国連や諸外国における具体例を参考にしつつ、わが国にお

ける発展と定着に役立ちうる科目によって構成されており、「被害者のための正義特論」と「被害者の権利特論」は必修科目に指定されている。

第4領域 被害者への支援と擁護

被害者の支援と擁護に向けた知識と技能の開発研究に主眼を置き、講義科目と演習科目をバランスよく配置した。また、国連機関が推奨している専門職業人のためのガイドラインの策定に向けた科目も取り入れられている。

これら4領域は、いずれも被害者を取り巻く諸問題を社会学、法律学、医学、教育学、心理学等の学際的アプローチにより研究しようとするものである。本研究科の学生は、全領域を幅広く履修することができると同時に、各自の目的と目標に応じて、深く「被害者学」を学ぶことができる。

学生は4領域の科目（「常磐大学大学院学則別表」を参照）のうち、特定の領域に所属することなく、次のように単位を修得する必要がある。すなわち、必修科目として、第1領域から6単位、第3領域から4単位、修士論文研究2単位、修士論文特別研究2単位を修得する必要がある。選択必修科目としては、第1領域から2単位を修得し、また選択科目として4領域に亘り、18単位以上、合計34単位以上を修得することが必要である。さらに、修士論文に関しては、上記の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、本研究科の行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。しかし、前項の場合において、本研究科修士課程の目的に応じて適当と認められるときは、特定の課題に関する研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができるという特別措置も設けられている。

〔点検・評価〕

達成目標 1 に対しては、次のように評価する。

被害者学研究科修士課程における教育課程は2005（平成17）年度に開設されたばかりであり、これまで教育課程の基礎的構造について改訂されていない。

科目の開設状況については学生に対して多様な教育・研究指導上の内容を提供するという観点からすれば、未開講科目を極力減少させる必要がある（2005年度の開講科目は全体のほぼ57%、2006年度の開講科目は全体のほぼ55%、2007年度の開講科目は全体のほぼ57%、に留まっている）。とはいえ、科目担当可能者が限られていること、在学者数が少ない研究科であること、在学する学生の選択によっても実際に授業が行なわれない科目が生じること等の理由から、毎年度に未開講科目が出現することは避けがたい状況にある（2005年度の開講科目中、履修者のいる科目はほぼ100%、2006年度の開講科目中、履修者のいる科目は全体のほぼ85%、2007年度の開講科目中、履修者のいる科目は全体のほぼ47%、である）。

これらの事情を十分考慮しつつ、当年開講科目の開講に向けて努力を傾けるとともに、開講授業科目をより豊富なものとするのが求められる。このような状況について整理、要約するならば、本研究科における教育課程について次のような点を指摘できる。

「研究科・専攻の理念・目的・教育方法の実現に有効かつ適切な体系性を持つとともに、学生の学習に配慮した教育課程とする」ことについては、これまで鋭意構築作業を行ってきており、当面、評価を与えることができる。

次に、学生のニーズが多様化している事情も手伝い、担当教員間で負担の差が大きい。今後、その解消に向けた検討と改定作業が必要であろう。

達成目標 2 に関しては、次のように評価する。すなわち、現在被害者学研究科においては、学生一人ひとりに対して研究指導教授（メンター）および複数の研究指導補助教員（リーダー）による指導を受けられる制度になっている。基本的にはこれによって指導は充実したものになっていると評価される。とはいえ、教員数とその専門領域が限定されているために、特殊な領域を研究する学生の場合、必ずしも十分に対応できる教員の指導が受けられないことも起こりうる。

なお、大学基準協会が挙げている「学部と大学院研究科、大学院修士（博士前期）課程と博士（博士

後期)課程における教育・研究の連続性に留意し、研究の発展をはかる」に本研究科は該当しないので、他の項で述べる。

〔改善方策〕

本研究科における教育課程はこれまで鋭意構築作業を行ってきており、当面、評価できる。とはいえ、授業担当教員間で負担の差が大きい。特に、専任の英語使用教員の受講生が少ない。今後、研究科の問題として、その解消に向けた検討に取り組むことが必要である。また、開講科目中、履修者のいる科目が2007年度には全体の50%を割っており、科目の統廃合を真剣に検討しなくてはならない。

メンター・リーダー制によって懇切な指導が学生に対して行われており、基本的に評価できる。しかし、学生が即座にメンター・リーダーの指導が受けられない場合、相談先に困ることもある。今後、メンター・リーダー以外の研究指導補助教員、あるいはそれ以外の教員や研究員の間でより有機的な連携が必要である。

単位互換、単位認定等

〔達成目標〕

教員の専門領域として不十分な部分を補うとともに、学生の学習・研究に資するために、他大学での履修を可能にすることを考え、そのための単位互換制度への参加を推進する。

〔現状説明〕

本学人間科学研究科は、複数の大学間の単位互換制度の導入によって、大学院学生により豊富な学習機会を提供することを有益かつ必要な改革と考え、「大学院社会学分野の単位互換制度に関する協定書」を締結している(本章「1.人間科学研究科 単位互換、単位認定等」を参照)しかし、被害者学研究科については学問の特殊性もあり、現時点においては他大学との単位互換制度が構築されていない。

それを当面補う機能を果たす規程が本学には制定されている。「常磐大学大学院学生の所属外研究科授業の履修および聴講に関する規程」がそれである(制定 2005年9月13日教学会議)本規程の趣旨には、「第1条 常磐大学大学院学生(以下、学生という)が、所属する研究科以外の研究科(以下、所属外研究科という)の授業科目について、単位を修得する目的で履修または単位の修得を目的としな聴講(以下、履修等という)を希望する場合の手続きは、この規程の定めるところによる。」と明記されている。その他、原則、履修等の制限、履修等の願い出、履修等の許可、単位の読替および認定、履修等の費用から構成されている(附則 1.この規程の改廃は、各研究科委員会の議を経て教学会議において行う。 2.この規程は、2005年4月1日に遡って施行する。)

〔点検・評価〕

被害者学という学問の特殊性は存在するが、研究科所属の教員のみですべての専門領域をカバーすることは不可能であろう。教員の専門領域として不十分な部分を補い、かつ学生の学習・研究に資するために、関連領域を扱う本学大学院の他の研究科において授業の履修および聴講ができる規定を制定したことは学生の学習・研鑽に資するものと一定の評価ができる。

同時に、他大学等で関連領域を扱う科目を履修できるように検討すること必要であろう。

〔改善方策〕

他の大学および研究機関等との間で単位互換制導入の検討を開始する。

社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

〔達成目標〕

社会人、外国人留学生にとって学習しやすい教育課程を編成し、個別指導に応じられる体制を整備する。

〔現状説明〕

本研究科には、フルタイムの職業に携わりながら在籍する社会人学生が含まれている。そのような学生が履修しやすいように、基本的には正午以降（12：50から20：10までの間）に授業を展開するように教育課程は編成されている。例外的に10：30から開始される授業も少数ある。また、土曜日にも一部の科目を開講し、履修しやすい編成になっている。

一方、教育研究指導に関しては、学生の個別指導をメンター・リーダーが予約の上、随時行うことになっている。また、スーパーバイザーおよび国際被害者学研究所の研究者からも適宜、指導・助言を受けることも可能である。さらに、「常磐大学大学院学生の所属外研究科授業の履修および聴講に関する規程」を活用し、本学における他の研究科に所属する教員から適宜、助言・指導を受けることも可能である。

現時点において、外国人留学生は在籍しないが、入学者選抜方法のひとつに「留学生入学制」が含まれており、受験時から特別の配慮が行われる制度を有している。また、入学後も、本人の語学力や基礎学力に合わせて、外国人教員、スーパーバイザー、国際被害者学研究所研究者による個別指導を受けられるだけの体制が整っている。

〔点検・評価〕

社会人学生および外国人留学生に対する教育課程上、および教育研究指導上の配慮は基本的にできており、評価できる。

また、現時点で問題はないと思われるが、今後、在籍学生数が増大した場合、開講の時間帯を含め、教育課程の見直しを迫られるかもしれない。

〔改善方策〕

現時点において、提言することは特に認められない。

生涯学習への対応

〔達成目標〕

社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究のための環境を整備する。

〔現状説明〕

「社会人特別入学制」(社会人特別入学、 被害者関係実務者特別入学) は言うまでもなく、「生涯学習」に着目して導入されたものである。前者は特に本学が3研究科委員会の総意によって、生涯学習の趣旨を織り込みながら全国の大学に先駆けて実施した制度でもある。その意味では、本研究科は、生涯学習の真の趣旨に対して真摯かつ具体的に対応した研究科として、その先見性を発揮した実績を有している。それに呼応するように、本研究科には、「社会人特別入学制」枠で入学した学生が全体の43%、在籍する。

〔点検・評価〕

本学が他大学に先駆けて導入した「社会人特別入学制」は、生涯学習の場としての大学の役割を果たすための制度でもあった。しかし、入学制度について配慮することには実績を残したが、教育プログラムへの波及的な改善や方策の策出については未整備のままで、不十分である。

一方、ここで言う「生涯学習」には、もうひとつの定義も含まれる。すなわち、被害者関係実務者という特殊資格とその資格に規定された職業的経験を有する社会人の、さらなるキャリア・アップを睨んだ就学の機会の提供を超えた、より広い市民層の生涯学習を意図した就学や生涯学習の趣旨に対応した取り組みが要請されている。

〔改善方策〕

次の方策が、当面の生涯学習への対応に向けた環境整備に直結するものと考えられる。

まず、「大学院科目等履修入学生制度」を発展的に拡充させることである。2002(平成14)年度まで「大学院聴講生規程」に位置付けられていた大学院レベルの本制度を、2003(平成15)年度に、すでに学部・

短期大学で改定を果たした新制度に呼応させ、新たに「大学院科目等履修生規程」として制定した。さらに、「大学院研究生規程」も整備された。現時点では、その規程の趣旨に沿った生涯学習の教育構想の検討が継続している。

次は、本学の「エクステンションセンター」への着目である。同センターでは、様々な領域をカバーしたプログラムが企画され、地域社会に向けてサービスが提供されている。具体的には、短期大学レベルにおける管理栄養士養成講座、大学学部レベルにおける被害者支援講座、パソコン技術講座など、20種を越える企画が公開されている。今後、本研究科の教育構想との連携を目指した検討が必要である。

研究指導等

〔達成目標〕

- 1 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じて適切な教育・研究指導を行う。
- 2 学生に対して適切な履修指導を行う。
- 3 指導教員の学生に対する個別的な研究指導を充実させる。

〔現状説明〕

本項「大学院研究科の教育課程」の箇所で記述したとおり、本研究科は、被害者学研究の多方面に亘る各専門領域に精通する教員によって構成されており、それぞれの専門領域について指導を受け、研究を進めることのできる制度になっている。

研究の主要な4領域は、いずれも被害者を取り巻く諸問題を社会学、法律学、医学、教育学、心理学等の学際的アプローチにより研究しようとするものである。本研究科の学生は、全領域を幅広く履修することができると同時に、各自の目的と目標に応じて、深くまたバランスよく「被害者学」を学ぶことができる。さらに、必要な単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、本研究科の行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。しかし、前項の場合において、本研究科修士課程の目的に応じて適当と認められるときは、特定の課題に関する研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができると特別措置も設けられている。

以上のことは履修の段階から説明されるだけでなく、学生には研究計画を提示させ、上記の専門領域を幅広く学習しつつ、自らの研究テーマを深く研究するにはどうすればよいのかを明確に意識されるよう、メンターが主になって丁寧に指導を行っている。また、学位論文の作成に関しては、学術誌等に掲載された論文の精読を通して、専門知識、研究方法、論文の構成、執筆要綱などが学習される。合同演習・中間報告会は、学生が自らの研究発表を行い、質疑応答を経て教員・学生から建設的なコメントを受け取り、論文作成に役立てる重要な機会である。学生ひとりだけでは困難な場合もある文献収集に関する助言、データ収集や結果の処理等に関する助言・指導は頻繁に繰り返される。

教員数とその専門領域は限定されているために、特殊な領域を研究する学生の場合、必ずしも十分対応できる教員の指導が受けられない場合、本学大学院の他の研究科所属の教員、非常勤講師、常磐大学国際被害者学研究所研究員等を紹介し、幅広い指導を受けられるよう柔軟に対応する工夫が行われている。

〔点検・評価〕

現状として、教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じて適切な教育・研究指導が行われている。また、学生に対して適切な履修指導が行われている。さらに、指導教員の学生に対する個別的な研究指導が多くの時間を取って実施されている。本学ではいずれの研究科においてもメンター・リーダー制が実施されており、基本的には学生の個別的ニーズに応じた形で教育研究の指導が行われているものと評価できる。

〔改善方策〕

研究指導等に関しては概ね順調に行われているので、この点に関して新たな提言はない。

(2) 教育方法等

教育効果の測定

〔達成目標〕

教育・研究指導の効果を測定するための適切な方法を用いる。

〔現状説明〕

本大学大学院の他の研究科とは異なり、設置後3年を経過していない状況にあり、本研究科では教育効果を測定するための方法に関する検討はまだ行われていない。

〔点検・評価〕

本研究科では教育効果を測定するための方法に関する検討はまだ行われていない。近いうちに「学生による授業評価調査」を実施することが望ましい。その調査結果の分析から新たな具体策を検討することが重要である。また、本研究科の修了者のその後の進路状況が効果測定の指標のひとつになるが、現時点においてはデータが存在しない。

〔改善方策〕

近いうちに、「学生による授業評価調査」を実施することが望ましい。また、本研究科の修了者のその後の進路状況が効果測定の指標のひとつになると思われるので、今後に俟ちたい。

成績評価法

〔達成目標〕

学生の資質向上の状況を検証するための適切な成績評価法を用いる。

〔現状説明〕

本研究科の教員は授業中に課題やレポートなど課し、成績評価を与えることが基本になっている。常磐大学大学院学則には「(学習の評価)第30条の3 成績は、A・B・C・Dを以て表し、A・B・Cを合格とする。(2005.12.8本条追加)」とあり、基本的にすべての講義・実習科目は、担当者の裁量によってA・B・C・Dの4段階で評価される。試験の成績が100点から80点がA、79点から70点がB、69点から60点がC、59点以下がDとなる。Dは不合格で単位は与えられない。なお、各課程における学位論文に対する成績については、論文審査・最終試験を総合して、「合格」「否」の2段階で評価している。修士課程にあっては、「否」の場合には半年後、または1年後に再申請(学位申請論文の再提出)を促す決定を学生に通知し、メンターである研究指導教授を通じて、教育・研究指導を継続する。

本研究科においてはこれまでの慣習を排し、より客観的な成績評価を与えるという原則に従って評価している。しかし、教員全員が統一された評価基準を有しているわけではない。

〔点検・評価〕

大学院の学業成績の評価法については、これまでの大学院の慣例で、試験を実施しないまま評価としてAを与える慣習が存在した。しかし、本研究科においてはこれまでの慣習を排し、より客観的な成績評価を与える原則に従っており、ある程度評価できる。しかし、教員全員が統一された評価基準を有し、それに従っているわけではない。確かに、成績評価は科目担当者に委ねられた専権事項ではあるが、客観的な成績評価をするためには、研究科で統一された成績の水準を設定し、それに相応しい適切な方法を改善する必要がある。

〔改善方策〕

研究科で統一された成績の水準を設定し、それに相応しい適切な方法を改善することが、本研究科の教育構想における今後の課題である。

教育・研究指導の改善

〔達成目標〕

- 1 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みを行う。
- 2 適切なシラバスを作成する。
- 3 学生による授業評価を導入する。
- 4 卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みを導入する。
- 5 高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価を導入する。

〔現状説明〕

まず、教員の教育・研究指導方法改善の組織的な取り組みという点に言及すれば、次の通りである。研究者および高度専門職業人の育成を目指す本研究科にとって、教員の教育・研究指導方法の改善は重要である。本学全体で、学外の講師を招聘し、教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための研修会を展開している。現状では、教員の教育・研究指導方法に対する組織的な取り組み（FD: Faculty Development）は大学院レベルにおいても研修会形式で実施されており、相互研鑽も開始されている。

次に、シラバスの現状に言及すれば、学生に提示される「シラバス」は、「履修案内・講義要綱」の冊子に印刷され、本研究科の学生に配布される。他大学の修士課程を修了した後に本研究科に入学した学生にとっては、講義内容に関する情報は、大いに参考になるものである。その「シラバス」には、当該科目の内容が科目担当者によって適切に紹介されている。また、すべての科目に網羅されているわけではないが、参考資料の紹介や当該科目の到達目標が示されている科目もある。基本的には、今後はすべての科目に必要な・十分な情報が網羅されるための執筆要綱（書式）の制定を検討する必要がある。

さらに、学生による授業評価について言えば、本研究科の教育・研究指導に対する学生の授業評価や満足度を測定するための調査は実施されていない。とはいえ、事務局を担当している研究科委員・教授が学生を対象とした教務係、学務係・学生係の窓口も兼ねており、学生の履修相談や修了要件を満たすためのアドバイス、あるいは学内の就学環境に関する不満などの相談に応じている。なお、卒業生による在学時の教育内容・方法の評価や高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価は、大学院レベルにおいて実施されていない。

〔点検・評価〕

達成目標 1 について、これまで教員の教育・指導方法を改善する必要性が議論されてきたが、専任教員の教育研究を含む日常の職務の多さのために先送りされている。しかし、研究科の教育研究上、点検・評価と改善は不可欠のものなので、早急に取り組むべきである。

次に、達成目標 2 については、ある程度評価できる。基本的には、今後はすべての科目に必要な・十分な情報が網羅されるための執筆要綱（書式）の制定を検討する必要がある。

達成目標 3 については、まだ授業評価が実施されておらず、現時点においては授業を客観的に評価できる指標がない。教職員がきめ細かい対応に心がけている部分も認められるが、早急に大学院レベルの調査実施に向けての検討が必要である。達成目標 4 と達成目標 5 などの第三者評価については本研究科の修了者が社会で何年間かの経験を積んだ後に行うことが重要であろう。

〔改善方策〕

本研究科は設置されたばかりの研究科ではあるが、社会的にきわめて重要な研究領域を含んでいるので、今後取り組むべき課題は多い。FD (Faculty Development) には全学的で定期的な取り組みを進め、全教員を対象とした研修会、および教員相互の研修会を発展させる。

次に、適切なシラバスを作成という点では、必要・十分な情報が網羅されるための執筆要綱（書式）の制定を検討する必要がある。

学生による授業評価、卒業生による在学時の教育内容・方法の評価、および高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価については、なるべく早い時点で、時機を見て行うことが重要であ

る。

(3) 国内外における教育・研究交流

〔達成目標〕

- 1 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針を明確にする。
- 2 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための適切な措置を取る。

〔現状説明〕

常磐大学大学院学則の第30条には、「(他大学との交流) 第30条 教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院とあらかじめ協議のうえ、当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

前項の規定により履修した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で本大学院において履修したものとみなすことができる。」と明記されている。

教員レベルの交流は活発に行われている。2003(平成15)年度、大学が設置されて以来満20年を迎えたことを機に、本学に「常磐大学国際被害者学研究所」が開設された。ここには本研究科委員・教授であるアメリカ合衆国国籍の所長(被害者学研究所所長)、ドイツ国籍の本研究科委員・教授1名(国際学部専任教授)、インド国籍の本研究科委員・教授1名(所属は常磐大学国際被害者学研究所)が就任しており、その他、本研究科委員・教授3名も加わって被害者学教育・研究が展開されている。

その際、本研究科の学生であって、犯罪学あるいは被害者学領域の研究に従事している者は、主として同研究所教授から研究に関して助言指導を受けている。2003年10月に開設されたばかりの研究所ではあるが、これまでの被害者学研究の蓄積もあって、常時、日本とアメリカ合衆国・インド等を含む外国を対象とした国際研究プロジェクトが展開されている。2007(平成19)年度現在において、常磐国際被害者学研究所では、被害者支援サービス提供者の訓練・教育に対するニーズ測定、少年司法制度における被害者参加、犯罪被害者の立直り要因比較研究、ホームレスの被害、高齢者の被害に対する脆弱性、犯罪被害者等自助グループの機能促進方法に関する研究、などを研究対象に活動を行っている。

これらの他にも、教員による個人的な国際交流研究がある。例えば、アメリカ合衆国、カナダ、英国、フランス、オランダ、ドイツ、スペイン、ニュージーランド等の犯罪被害者先進諸国を訪問し、情報交換を行ったり、アジア、中南米等を含む世界各地における被害者学の短期集中講座の講師を務めたりして、その実績は多様である。日本政府代表者として、国際連合、アメリカ合衆国の被害者支援機関等を訪問する教員も含まれる。

これらの教員による研究活動は、大学院学生の教育・研究指導に反映され、教育的効果も生み出されつつある。しかし、現時点においては、国内外の他大学との交流は協議されていない。

なお、本学全体としては、国際交流協定締結機関がアメリカ合衆国に2機関(カリフォルニア州立大学フレズノ校、同州立大学ノースリッジ校)、中華人民共和国に1機関(北京外国語研究中心(センター))がある。

さらに、国際被害者学研究所は国際協力機構(JICA)の委託を受け、「総合的被害者支援システムの開発」コースを2007(平成19)年10月22日から11月22日の1ヶ月間、開講した。この集中講座には犯罪、自然災害、国内紛争、戦争など多岐に亘る被害への支援策を進めるためにアジア、アフリカ、中近東、中南米の10カ国から、政府機関の担当者、警察署長、児童相談所長など被害者支援に関わる政府・自治体の関係者らが研修員として参加した。同講座では、被害者学の基礎理論から自然災害、児童虐待、紛争など多様な被害の実態とその対策に加え、支援制度の構築や連携など多様なテーマが取り上げられた。本研究所所属の教員が講師陣の中心となって運営した。

〔点検・評価〕

本研究科では、上述したとおり、国際被害者学研究所を中心に教員レベルでの国際交流が盛んに行われている。本研究科では、恒常的に国際教育・研究交流が展開されており、本研究科の教育目標の推進が図られており、十分評価できる。

これらの国際交流の手段は、具体的には海外研究者の招聘、本学研究科教員の国外への教育・研究出張、およびインターネットを駆使した情報交換等である。その意味では、本学の国外出張補助制度を活用した旅費の助成制度や充実したコンピュータ・システム（学内 LAN）の活用は、当該領域の教育・研究指導に大いに活かされている。

また、学生の外国語能力の開発は、本学の「国際交流語学学習センター」が大いに貢献している。ここでは、在学生に対する英会話・中国語会話の講座やランチ・トークなどの自主学習の機会が恒常的に提供されており、国際化教育には恵まれた環境が保たれている。これらの体験を通じて、国際的な教育・研究交流、学術交流に向けて必要なコミュニケーション手段が習得される。ただ、教員の国際交流に比べて学生のそれは今後、一層活発化すべきように思われる。

〔改善方策〕

今後、教員レベルの国際交流と同様、学生の国際交流も活発化するよう、国際交流協定締結機関を増やす努力が必要であろう。

（４）学位授与・課程修了の認定

〔達成目標〕

大学院における学位授与基準を適切なものとするとともに、学位取得に関する指導を充実させる。

〔現状説明〕

学位授与に関しては、常磐大学学位規程に明確に規定されている（「常磐大学学位規程」を参照）。ただし、本研究科は設立されて２年未満であるので、現時点において学位授与は行われていない。

〔点検・評価〕

修士の学位に関する審査基準は、本研究科の目的に沿ったものであり、またその手続きも適切であると評価できる。

〔改善方策〕

今後、実績をもとに検討する必要がある。

３．コミュニティ振興学研究科

（１）教育課程等

大学院研究科の教育課程

〔達成目標〕

- １ 教育の理念、使命および目標を実現するために、有効かつ適切な教育課程を編成する。
- ２ コミュニティ振興学部とコミュニティ振興学研究科との教育の連続性に留意する。
- ３ 学術の動向および社会の期待に応じるために、カリキュラムの改善を図る。

〔現状説明〕

本研究科の理念・目的・教育目標については、第１章で説明した。教育課程はそれらに従って編成されており、学校教育法第 65 条の「大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」と矛盾するものではない。また、大学院設置基準第 3 条第 1 項の「修士課程

は、広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする」を踏まえた教育課程でもある。なお、本研究科は博士課程を設けていないので、大学院設置基準第4条第1項には該当しない。

コミュニティ振興学には、多様な方法論が存在し、理論と実践が複雑に絡み合っていることから、教育課程は、専攻を分離せず、4つの総合的・学際的領域で構成されている。以下がそれぞれの領域とその特徴である。

) 第1領域 地域政策領域

生活者の満足を高める行政のあり方を模索し、市民のための市民による政策決定が推進できる総合的な政策科学と創造的マネジメント能力の確立に向け、政策レベルから課題解決へのアプローチの方法等について研究する。

) 第2領域 市民活動領域

生涯学習、ボランティア、NPO など、幅広いコミュニティ活動の現代的意義と社会的機能を考察しその有効性・公益性について考究するとともに、ボランティアや市民活動の担い手の学びと成長を、コミュニティ形成との関係の中で検証する。

) 第3領域 社会福祉領域

少子高齢現象に焦点を当てて、地域福祉、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉等のコミュニティ福祉の課題を研究するとともに、医学、精神保健、臨床心理学等の立場から、利用者ニーズと地域の特性を生かしたノーマライゼーション社会の構築について考察する。

) 第4領域 ミュージアム領域

教育・文化を創造する場および観光や地場産業など地域産業を活性化し、さらに、人、モノ、情報が出合う場としてのミュージアムの可能性を最大限に発揮できるマネジメントのあり方について研究していく。

これらの4領域は、それぞれ地域社会を構成する生活、教育、文化、環境、福祉、サービス、政策などを研究対象とするものである。研究科学生は、それぞれの領域を深く掘り下げ、また4つの領域を総合的に関連付けながら、コミュニティ振興へアプローチすることができる。

学生は4領域のうちのいずれかひとつを主たる専攻領域とし、次のように単位を修得する必要がある(常磐大学大学院学則別表)。すなわち、主たる専攻領域から本人の研究の基本となる授業科目を中心に、特講科目6単位以上と演習科目6単位以上(計12単位以上)関連領域から18単位以上、「修士論文研究」と「修士論文特別研究」をそれぞれ2単位ずつの、合計34単位以上の修得が必要となる。このうち主たる専攻領域と関連領域についてはすべて選択科目であり、「修士論文研究」と「修士論文特別研究」は必修科目になっている。さらに、修士論文に関しては、上記の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、本研究科の行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、社会人入学制により入学したものについては、特定の課題に関する研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる特別措置も設けられている。

さて第1章でも説明したように、本研究科はコミュニティ振興学部における「コミュニティ振興学教育の最終課程」として位置づけられている。そのため、上記4領域の設定においては、学部での教育との整合性が図られている。「第1領域」は地域政策学科と連動し、「第2領域」はコミュニティ文化学科のコミュニティ・生涯学習コースとヒューマンサービス学科のボランティア・マネジメントコースを包摂して関連付けられ、第3領域はヒューマンサービス学科のコミュニティ福祉マネジメントコースとリンクし、第4領域はコミュニティ文化学科のミュージアム・マネジメントコースを発展させる形で、それぞれの課程内容が編成されている。

〔点検・評価〕

上述のようにこれまでも達成目標 1 や 2 の実現に向けて努力がなされてきており、一定程度の

評価を与えることができる。しかしながら、発足から3年余が経過し、これまでの教育課程の編成を見ると、それはやや過密であり、授業科目も内容上重複のきらいがある。これを整理するとともに、各授業科目自体の見直しも必要であろう。

また、達成目標 2 および 3 に関連して、2006（平成 18）年度に、学部に地域政策学科が新しく設置されたことに伴い、コミュニティ振興学部での「コミュニティ振興学教育の最終課程」という位置づけである当研究科の領域は、2007（平成 19）年度に改正された。

〔改善方策〕

前述の通り、2007（平成 19）年度から、新しい領域構成が採用された。この改定を成功させるために、本研究科教員の相互連携、特に研究指導教員と研究指導補助教員との協力によるきめ細かな指導態勢の一層の充実、加えて本学の人間科学研究科等の教員との授業を含めた相互協力関係を推進していく。

単位互換、単位認定等

〔達成目標〕

- 1 学生の研究推進に関し、本学の他研究科が開設する科目の適切な履修を奨励する
- 2 他の大学等との単位互換制度の可能性を検討する

〔現状説明〕

本学人間科学研究科では、「大学院社会学分野の単位互換制度に関する協定書」に加盟しているが、コミュニティ振興学研究科については、現時点で他大学との単位互換制度は構築されていない。ただし、学内においては、一定の手続きを踏むことで、所属外の研究科で取得した単位を、所属研究科の授業科目の単位に読み替えられる制度（常磐大学大学院学生の所属外研究科授業の履修および聴講に関する規程）があり、単位互換制度の不備を補っている。

〔点検・評価〕

教員の専門領域として不十分な部分を補い、かつ学生の学習・研究に資するために、関連領域を扱う本学大学院の他の研究科において授業の履修および聴講ができる規程を制定したことは学生の学習・研鑽に資するものと一定の評価ができる。学生に対する履修指導の観点からも、活発にこの制度を利用するように促していくことが大切である。同時に、他大学等で関連領域を扱う科目を履修できるように検討することも必要であろう。

〔改善方策〕

本研究科と類似の課程を開設する他大学等と、IT の活用等による関連領域の単位の互換の可能性について検討する機会を設定する。

社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

〔達成目標〕

- 1 社会人学生に対し、個別性を尊重した教育的配慮を行う。
- 2 外国人留学生を想定し、教育課程や研究指導に関する問題点・課題等を整理する。

〔現状説明〕

本研究科では、社会人学生が履修しやすいように、授業は基本的に12:50から20:10までの間に展開されている（ただし、例外的に10:30から開始されている授業もある）。また、土曜日にも一部の科目を開講し、履修しやすい編成になっている。修士論文の研究指導についても、学生の研究の進捗や指導時間帯についての配慮を行っている。

〔点検・評価〕

社会人学生に対する教育課程上、および教育研究指導上の配慮は基本的にできており、評価できる。しかしながら、外国人学生への教育課程上の配慮をするシステムは整えられておらず、今後実際に入学

者があった場合に備えて、検討しておく必要がある。

〔改善方策〕

社会人学生への配慮については、現在のやり方を維持しながら、一部の科目について、サテライトキャンパスでの実施の可能性について検討する。なお、外国人留学生への配慮については、実際に入学者があった場合に想定される問題点等について検討するため、他大学の実状の把握に努める。

生涯学習への対応

〔達成目標〕

- 1 エクステンションセンターとの機能分担と連携を図る。
- 2 社会人学生の募集方法の改善を図る。

〔現状説明〕

「社会人入学制」は言うまでもなく、「生涯学習」に着目して導入されたものであり、3研究科委員会の総意によって、生涯学習の趣旨を織り込みながら、全国の大学に先駆けて実施した制度でもある。その意味では、本研究科は、生涯学習の真の趣旨に対して真摯かつ具体的に対応した研究科として、その先見性を発揮した実績を有している。現在は、本研究科の全在籍学生の10名中2名が、「社会人入学制」枠で入学した学生である（表18）

なお、地域の生涯学習へ対応する取り組みは、エクステンションセンターにおいて活発に行われている（詳細については、「第3章、2.人間科学部、（1）教育課程、生涯学習への対応」を参照）

〔点検・評価〕

本学が他大学に先駆けて導入した「社会人入学制」は、生涯学習の場としての大学の役割を果たすための制度でもあり、一定程度の評価を与えることができる。しかし、入学制度について配慮することには実績を残したが、教育プログラムへの波及的な改善や方策の策出については未整備のままで、不十分である。

「生涯学習」については、大学院の専門レベルではなくて、より一般的な地域社会へ向けての取り組みが、エクステンションセンターにおいて、活発に行われている。したがって研究科は、同センターと連携を図りつつ、生涯学習を支援推進する専門的な指導者や学習リーダーの養成に特化して、同センターとの役割の差別化を図る必要がある。

〔改善方策〕

研究科において実行できる「生涯学習」への貢献を視野に入れて、生涯学習・社会教育に係る機関・団体に積極的にアプローチしたり、それらが発行する機関紙（誌）を活用するなど、社会人の募集方法の工夫・改善を図る。

研究指導等

〔達成目標〕

- 1 研究計画の作成指導を徹底する。
- 2 研究指導の複数指導体制を充実させる。

〔現状説明〕

コミュニティ振興学に関する研究を行うためには、ひとつの領域に関する知見や能力のみならず、他の領域に関する学際的知見が求められる。そのため、本研究科の教育課程では、本人の研究領域以外の関連領域についても広く学ぶことができるようになっていることは、本節（1）の「大学院研究科の教育課程」で説明した通りである。主たる専攻領域の教員のみならず、関連領域の教員からも指導を受け、研究を進めることができるようになっているのである。また、修士論文の作成に当たっては主たる専攻領域の指導教員のうち1名の研究指導教員と1～2名の副研究指導教員が割り当てられており、複

数の教員による充実した指導が受けられるようになっている。なお、副研究指導教員については、主たる専攻領域以外の教員が担当する場合もある。

履修指導については、4月の履修登録前に履修ガイダンスを開催し、履修方法等の説明を行っている。それに加え、学生には研究計画を提示させ、4つの専門領域を幅広く学習しつつ、自らの研究テーマを深く研究するにはどうすればよいのかを明確に意識できるよう、研究指導教員が主になって丁寧に指導を行っている。

本研究科の入学から修了までの履修指導および研究指導のプロセスは以下のようになっている。

[1年次]

- | | |
|----------|--|
| 4月初旬 | 主専攻領域の決定(仮)、研究指導教員と副研究指導教員の決定、履修指導 |
| 4月中旬 | 「修士論文研究」の開始、研究テーマ(仮)の決定と研究計画書の作成 |
| 4月中旬～10月 | 文献収集と解読、既存データ収集と整理、フィールドワークによる一次データや資料の収集などの実施、収集諸資史料や調査結果などの整理分析による「修士論文研究」のレポートの作成 |
| 10月 | 「修士論文研究」の主専攻領域内での中間発表 |
| 12～1月 | 「修士論文研究」のレポート完成 |
| 1月 | 「修士論文研究」の研究科全体の報告会での発表、評価 |
| 春休み | 研究計画の見直し、不足諸資史料の収集 |

[2年次]

- | | |
|----------|------------------------------------|
| 4月上旬 | 「修士論文特別研究」の開始、研究指導教員の指導による修得単位数の確認 |
| 4月上旬～10月 | 「修士論文特別研究」の重点指導、実態調査や実地調査など |
| 10月 | 研究科全体による修士論文の中間報告会での発表 |
| 12月 | 修士学位審査委員会の設置 |
| 1月 | 修士論文の提出、修士論文の審査および試験 |

[点検・評価]

上の説明からもわかるように、本研究科では教育・研究指導、および履修指導は適切かつ丁寧に行われており、評価することができる。また、指導教員による個別的な研究指導も充実している。このことから、達成目標の1、2については、ある程度実現していると判断することができる。

[改善方策]

現状の体制を維持しながら、学生の動向を注視し、学生のニーズに柔軟に対応することとする。

(2) 教育方法等

教育効果の測定

[達成目標]

他研究科との合同発表会を実施する。

[現状説明]

これまでも説明してきたように、修士論文作成のための指導には、1名の研究指導教員と1名ないし2名の副研究指導教員との複数指導体制で当たっている。この複数指導体制をとることによって、教員相互間と教員・学生間の連携を緊密なものとし、教員が指導上の効果についての確認が出来るようにしている。しかし、各科目あるいは教育課程について、具体的に教育・研究指導の効果を測定する方策を策定するには至っていない。

教育効果の一側面として、課程修了生の進路状況を考えることができる。2005(平成17)年度の本

研究科修了者 10 名の進路は、企業の研究職 3 名、大学院博士後期課程進学者 1 名、福祉関係の専門職員 2 名、一般企業 4 名となっており、6 名の修了者が研究機関や高度専門職に就業している。なお、2006（平成 18）年度の修了者 4 名の進路は、大学院博士後期課程進学者 1 名、福祉関係の専門職員 1 名、一般企業 4 名となっている。

〔点検・評価〕

本節（１）「教育課程等」の「研究指導等」で見たように、研究指導のプロセスにおいて、学生各自の研究について数回の発表機会が確保されており、これを教育効果の測定に応用することも可能なように思われる。また、各授業における教育効果の測定法については、各教員に委ねるだけでなく研究科としても一応の指針を提示しなければならない。

2005 年度の修了生の進路状況については、研究機関や専門職への就職が多く、本研究科の目的が果たされていると評価することができる。

〔改善方策〕

現在、主たる教育効果の測定は研究論文と修了後の進路によって行っている。このうち、研究論文については、本学に設置されている 3 研究科と合同の発表会を更に発展充実させるなどして、他研究科の教員や研究科学生にも教育・研究指導の適切性を問うこととする。

成績評価法

〔達成目標〕

- 1 成績評価のために適切な方法を確立する。
- 2 チームティーチングを導入する。

〔現状説明〕

講義科目と演習科目は、基本的には授業担当者の裁量によって A, B, C, D の 4 段階で評価される。試験の成績は、100 点満点で 80 点以上は A, 79 点～70 点が B, 69 点～60 点が C, 59 点以下が D となる。D の評価は不合格で単位は与えられない。

「修士論文研究」と「修士論文特別研究」については、学生の資質向上のために、お互いに連携させて授業を展開しており、1 年次には主たる専攻領域内での中間発表と「修士論文研究」のレポート作成を、2 年次には本研究科全体での中間発表と修士論文の提出を義務付けている。このことによって、学生の修士論文作成の進捗状況を把握し、適切な助言と指示を行い、修士課程に相応しい内容の論文作成に結び付けている。1 年次の「修士論文研究」のレポートは、本研究科全体での報告会を開催して発表させ、教員の評価を得た上で研究指導教員と研究指導補助教員との合議によって評価をしている。また、修士論文は、論文の審査および試験と、本研究科全体の報告会での評価の上、主査と 2 名の副査により評価される。この論文の成績については、「合格」「不合格」の 2 段階で評価している。「不合格」の場合には半年後、または 1 年後に再申請（学位申請論文の再提出）を促す決定を学生に通知し、研究指導教員を通じて教育・研究指導を継続することになる。

〔点検・評価〕

「修士論文研究」と「修士論文特別研究」を連携させる取り組みについては、学生の資質向上の状況を検証するシステムとして評価することができる。同時にこの取り組みは、達成目標 1 を実現させる手段にもなっている。

一方、他の科目の成績評価法については、達成目標 1 の観点からも、検討しなければならない。成績評価は、科目担当者に委ねられた専権事項ではあるが、客観的な成績評価のためには研究科全体での統一的な基準を設け、それに相応しい方法を提示していくという考え方もある。達成目標 2 のチームティーチングの導入に関しては、随時的・単発的な導入にとどまっている。

〔改善方策〕

学際的かつ実学的要素をもつ科目が多く、統一的・画一的基準を設定することが困難なので、当面は、客観的成績評価を可能にするチームティーチングを、実施可能な科目から導入する。

教育・研究指導の改善

〔達成目標〕

- 1 入学の時点できめ細かな履修指導を徹底する。
- 2 大学院の教育目標・目的をふまえシラバスを充実させる。

〔現状説明〕

本研究科が研究指導に採用している複数指導体制や、「修士論文研究」と「修士論文特別研究」に関連して行う計4回にわたる報告会は、学生の研究をより高度なものにするためだけでなく、研究指導に当たっている教員の指導方法を改善する役割も担っている。論文指導について、研究指導教員が頻繁に打ち合わせをすることにより、自分の指導方法についての改善点が見出せたり、相手の長所を自分の指導に取り入れたりすることができる。また、報告会には、本研究科で授業を担当している教員だけでなく、他研究科や学部教員にも参加を呼びかけており、発表内容について様々な意見が寄せられる。その中には、研究指導に関わる指摘も多く、参加している教員全員の研究指導方法を向上させるヒントとなっている。

各科目の「シラバス」は、「履修案内・講義要綱」の冊子に印刷され、本研究科の学生に配布される。「授業のねらい」、「授業の内容」、「教科書・参考書」の3つの項目について、記載されており、学生の履修登録時に活用されている。ただし、それら3つの項目についても、教員によって書式や分量が異なり、情報量が少なすぎると思われるものも見受けられる。

「学生による授業評価」については、現在のところ大学院研究科では行われていない。ただし、在学生はあまり多くないので、個々が持っている意見や不満については、そのつど担当教員と話し合いをして、解決できている状況である。

なお、入学時の履修指導に関しては、研究科の教員が全員学部教員を兼ねているため、学生に対するオリエンテーション・ガイダンスの時間が十分に確保できない状況である。

〔点検・評価〕

「教員の教育・研究指導方法の改善」については、これまでもその必要性は議論されてきており、上述の通り、修士論文作成を取り巻く一連の活動の中に取り入れてきた。この点については高く評価することができる。しかし、論文指導以外の指導法の改善については、現在のところ具体的な議論には進んでおらず、今後の対策が待たれる。

シラバスについては、達成目標にも掲げており、統一した書式の検討も含めて、一層の充実が求められる。2007(平成19)年度に、4領域の見直しと、カリキュラムの一部変更が行われ、これに併せてシラバスの改定が行われた。引き続き、実情に合わせて教育課程の改編が必要と思われる。

「学生による授業評価」については、教員との直接的な対話によって授業の評価がされている点は長所として判断することができるが、匿名性を保障した上での調査も必要であるように思われる。調査項目の選定も含めて検討することが望まれる。

〔改善方策〕

大学院レベルでのFD活動について、他研究科と連携し更に深めていくこととする。「学生による授業評価」と「満足度調査」等についても、実施に向け検討する。

(3) 国内外における教育・研究交流

〔達成目標〕

国際化に対応すべく、教員の国際交流・国際貢献に関する経験と情報を交流させる。

〔現状説明〕

本学の国際化への対応および国際交流の推進は、主に常磐大学国際交流語学学習センター（以下、センターと呼ぶ）において行われている。第3章2.「人間科学部」の(3)「国内外における教育・研究交流」で説明したように、センターでは学生の国際交流や語学力向上を目指して様々な取り組みが行われている。ここで実施されている企画については、学部学生のみならず大学院生にも開放されており、自由に参加することができる。また、センターの施設や教材についても自由に使用することができ、大学院生の語学学習の場となっている。

教員レベルでの国際的な教育研究交流については、個人的なものにとどまっている。しかし、多数の教員が海外の学会等に参加しており、そこで得た新しい知識や情報は、大学院学生の教育・研究指導に活かされている。

〔点検・評価〕

センターでの活動は活発に行われており、大学全体としての国際化への対応は評価することができる。しかしながら、大学院生としての、あるいは大学院担当教員としての国際化や国際交流については、具体的な方針が示されておらず、早急な対応が必要である。

〔改善方策〕

大学院における国際化への対応と国際交流については、研究科内教員がもつ経験と情報を蓄積し活用する。具体的には、国際交流を活発に進めている教員の知見の開示について協力を求めることとする。

(4) 学位授与・課程修了の認定

〔達成目標〕

学位は適切な学位授与基準に基づき、審査した上で授与する。

〔現状説明〕

本研究科では、2005（平成17）年度に初めての学位授与が行われ、2005（平成17）年度10名、2006（平成18）年度4名の学生にコミュニティ振興学修士の学位が与えられた（表7）。

さて、本節(1)「教育課程等」の「大学院研究科の教育課程」で説明したように、修士課程の修了要件は、本大学院に2年以上在籍し、定められた条件で34単位以上を取得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査および最終試験に合格することである。

修士論文の審査・最終試験は、次のような手続きで進められる（常磐大学学位規程）。まず、審査・最終試験を希望する者が、学位論文を4部研究科委員会に提出する。研究科委員会は、3名から成る審査委員会を設置し、そこで審査・最終試験を実施させる。審査委員会は、論文審査の要旨と最終試験の成績等を記録して研究科委員会に報告し、また意見を述べる。研究科委員会は、それらを総合し、合否を判定する。なお、審査委員会には、必要に応じて3名のほか学外の教授等が加えられることもある。

以上が、修士論文・最終試験の大まかな進め方であるが、研究科委員会と審査委員会という2段階の審査体制と、複数の教員が審査に当たることで、審査の透明性・客観性を高めるように工夫している。

〔点検・評価〕

本研究科の学位に関する審査は、基準、方法ともに厳格なものであり、達成目標はある程度実現していると評価することができる。

〔改善方策〕

現状の体制を維持しながら、学位授与にかかる修士論文の審査・最終試験のより一層の透明性・客観性を高める。